

# 第81期 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2022年7月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**開催場所** 東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
浅草ビューホテル 3階 祥雲の間

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染予防のため、健康状態にかかわらず、当日の本株主総会へのご出席をお控えいただき、議決権行使書の郵送でのご返送もしくはインターネット利用による議決権行使のご検討をお願い申し上げます。今後、感染拡大の状況等により、開催場所やその他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございますので、当社ウェブサイトにてご確認賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

第81期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 社外取締役1名選任の件	
第4号議案 補欠監査役2名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	14
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告書	40

証券コード:3161  
2022年7月7日

株 主 各 位

東京都台東区蔵前四丁目13番7号

**アゼアス株式会社**

代表取締役社長 斉 藤 文 明

## 第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を新型コロナウイルス感染予防の観点より、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたします。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面もしくはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討の上、2022年7月26日（火曜日）の営業時間終了時（午後5時45分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年7月27日(水曜日) 午前10時（受付開始午前9時）
  2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
浅草ビューホテル3階 祥雲の間
  3. 会議の目的事項
    - 報告事項 1. 第81期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第81期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- |       |             |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件    |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件    |
| 第3号議案 | 社外取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年7月26日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添（5頁）の「インターネットによる議決権行使について」をご高覧の上、2022年7月26日（火曜日）午後5時45分までに行使してください。なお、4頁に記載のとおり、一時休止期間がありますので、ご注意ください。

##### (3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

株主総会にご出席の株主様への「お土産」はとりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎修正事項の通知方法

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページにおいて、その旨掲載しますので、あらかじめご承知ください (<https://www.azearth.co.jp>)。

・本年は、新型コロナウイルス感染予防のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承のほど、お願い申し上げます。

・会場受付付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。

・会場入口付近で、株主様のための消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

・当社役員及び株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスクを着用し、クールビズにて対応をさせていただきます。

・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染のリスク低減のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただく予定です。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくくださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により開催場所やその他株主総会会場における対応内容を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.azearth.co.jp>) にて、発信情報をご確認くださいよう、お願い申し上げます。

インターネットによる開示についてのご案内

次の事項については、法令及び定款の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載していません (<https://www.azearth.co.jp/ir/>)。

・連結計算書類の「連結注記表」




・計算書類の「個別注記表」

※会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、当社ホームページに掲載している上記書類を含みます。

## 議決権行使についてのご案内

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより議決権行使していただき、当日のご来場を極力お控えくださいますようお願い申し上げます。

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会へのご出席	書面の郵送	インターネット
 <p>お手数ながら、本冊子をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p>	 <p>パソコンまたはスマートフォンから、次の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。</p> <p>議決権行使ウェブサイト▶ <a href="https://www.web54.net">https://www.web54.net</a></p> <p>詳細は次頁をご覧ください。</p>
<p><b>株主総会開催日時</b> 2022年7月27日(水曜日) 午前10時</p>	<p><b>行使期限</b> 2022年7月26日(火曜日) 午後5時45分到着</p>	<p><b>行使期限</b> 2022年7月26日(火曜日) 午後5時45分まで</p>

※議決権行使ウェブサイトは、メンテナンスに伴い、2022年7月16日(土曜日)午前5時00分から7月19日(火曜日)午前5時までの間、利用を休止させていただきます。株主の皆様には、ご不便をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

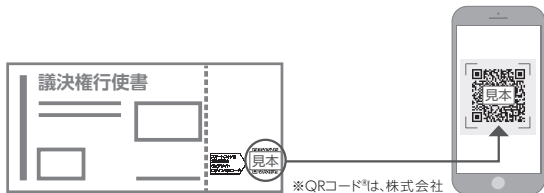
※当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

# インターネットによる議決権行使について

## 「スマート行使」による方法

### 1 「スマート行使」へアクセスする

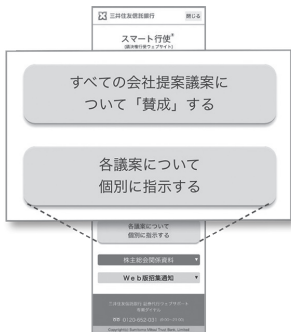
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



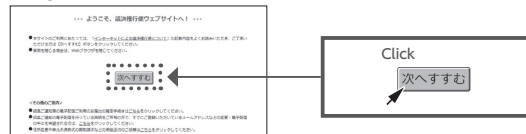
### ❗ 「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

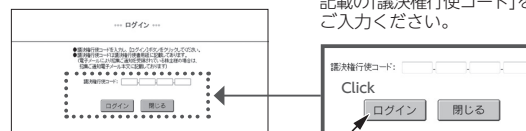
## 「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

### 1 議決権行使サイトへアクセスする

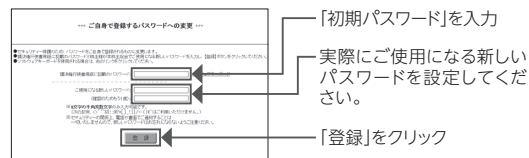
<https://www.web54.net>



### 2 ログインする



### 3 パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社  
証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、企業体質を一層強化し、安定した収益基盤を確保するため内部留保に努めるとともに、安定した配当を継続的に実施していくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、この基本方針と、当期の業績及び現在の財務状況等を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円とさせていただきたいと存じます。なお、この場合の配当総額は116,445,080円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年7月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 当社は事業領域の拡大及び多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）に事業目的の追加を行うとともに、事業の現状に即して、事業内容の明確化を図り、現状実施していない事業目的については削除するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 監督と執行を分離することにより取締役会の監督機能をより一層強化し、経営の健全性確保を図るため、現行定款第22条（取締役会）の招集権者と議長について所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 天然繊維、化学繊維および編物、織物、不織布の製造、販売および輸出入</li> <li>2. 芯地、裏地、ボタン、肩パット等の縫製資材の製造、加工、販売および輸出入</li> <li>3. 紳士服、婦人服、子供服のデザイン、企画、製造、販売および輸出入</li> <li>4. 全事業に関わる研究開発業務</li> </ol> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 絹糸、絹織物等の製造、加工、販売および輸出入</li> <li>6. 縫製業</li> <li>7. 畳材料、畳表、畳製造機械の製造、販売および輸出入</li> <li>8. インテリア製品の製造、販売および輸出入</li> <li>9. 建築材料、工具、資材の製造、販売および輸出入</li> </ol>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 天然繊維、化学繊維および編物、織物、不織布の製造、販売および輸出入</li> <li>2. 芯地、裏地、ボタン、肩パット等の縫製資材の製造、加工、販売および輸出入</li> <li>3. 紳士服、婦人服、子供服のデザイン、企画、製造、販売および輸出入</li> <li>4. 全事業に関わる研究開発業務および評価、認証業務</li> <li>5. <u>空気清浄機、クリーンルーム設備機器の製造、販売および輸出入</u></li> <li>6. <u>医療機器類の製造、販売および輸出入</u></li> <li>7. <u>絹糸、絹織物等の製造、加工、販売および輸出入</u></li> <li>8. 縫製業</li> <li>9. <u>畳材料、畳表、畳製造機械の製造、販売および輸出入</u></li> <li>10. <u>インテリア製品の製造、販売および輸出入</u></li> <li>11. <u>建築材料、工具、資材の製造、販売および輸出入</u></li> </ol>



現行定款	変更案
<p>10. 内装仕上げ工事の請負および施工</p> <p>11. <u>人工芝および緑化工事用資材の販売および施工</u></p> <p>12. 防菌、防カビ剤の製造、販売および輸出入</p> <p>13. 各種防護服および関連保護具ならびに防護用機材の製造、販売および輸出入</p> <p>14. 農業、水産、医療、製菓、消防関連資材・製品ならびに雑貨品の製造、販売および輸出入</p> <p>15. 衣服のクリーニング、リースおよびレンタル業務</p> <p>16. 環境調査、測定業務</p> <p>17. アスベスト等有害物質の除去業務</p> <p>18. 衣料用繊維製品の製造、販売および輸出入</p> <p>19. 汚染水の浄化用装置の製造、販売および輸出入</p> <p>20. 濾過布、脱臭剤の製造、販売および輸出入</p> <p>21. <u>ミシンの賃貸および売買</u></p> <p>22. 不動産の売買、賃貸借および管理</p> <p>23. 経営コンサルタント業務</p> <p>24. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>12. <u>内装仕上げ工事、機器類設置工事の請負および施工</u> (削除)</p> <p>13. 防菌、防カビ剤、関連機器類の製造、販売および輸出入</p> <p>14. 各種防護服および関連保護具ならびに防護用機材の製造、販売および輸出入</p> <p>15. 農業、水産、医療、製菓、消防関連資材・製品ならびに雑貨品の製造、販売および輸出入</p> <p>16. 衣服のクリーニング、リースおよびレンタル業務</p> <p>17. 環境調査、測定業務</p> <p>18. アスベスト等有害物質の除去業務</p> <p>19. 衣料用繊維製品の製造、販売および輸出入</p> <p>20. 汚染水の浄化用装置の製造、販売および輸出入</p> <p>21. 濾過材、脱臭剤の製造、販売および輸出入 (削除)</p> <p>22. 不動産の売買、賃貸借および管理</p> <p>23. 経営コンサルタント業務</p> <p>24. 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>(参考書類等のインターネット開示)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第16条 当社は、参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に係る情報を、インターネットで開示することができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(参考書類等の電子提供措置等)</p>
	<p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令、本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の決議に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令、本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）の削除および変更後定款第16条（参考書類等の電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後をもってこれを削除する。</p>

## 第3号議案 社外取締役1名選任の件

経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

まちだ (いなば) ともこ  
町田 (稲葉) 智子

生年月日 所有する当社の株式の数  
1959年12月27日生 0株



■ 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年 4月 (株)朝日新聞社入社 (2021年3月退社)  
2012年 6月 同社企画事業担当兼企画事業本部長  
2013年 6月 同社取締役 西部本社代表  
2016年 6月 同社取締役 企画事業/女性プロジェクト担当  
2017年 6月 同社取締役 東京本社代表/CSR/教育事業/  
女性プロジェクト担当  
2018年 6月 同社上席執行役員 CSR/教育事業/  
女性プロジェクト担当

(重要な兼職の状況)

独立行政法人国立美術館国立西洋美術館評議員  
一般財団法人歴史民俗博物館振興会理事  
特定非営利活動法人日本ニュース時事能力検定協会理事  
一般社団法人日本和文化振興プロジェクト理事  
公益財団法人文字・活字文化推進機構専務理事兼事務局長

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

町田智子氏は、(株)朝日新聞社において経営に携われ、企画部門、CSR、教育事業、女性活躍等の分野に精通し、その豊富な経験と幅広い見識により、中立、公正な立場から当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に十分にその職務を果たしていただけるものと判断し、取締役候補者としたものであります。

町田智子氏には、主に企業経営やCSRに関する豊富な経験と知識に基づき、中長期的な企業価値の向上を図るために、取締役会において、経営全般にわたり積極的かつ活発な発言により有益な助言を行っていただくことを期待しています。

- (注) 1. 町田智子氏の戸籍上の氏名は稲葉智子です。  
2. 町田智子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
3. 町田智子氏が有する当社の株式数は、2022年4月30日現在のものであります。  
4. 町田智子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。  
5. 町田智子氏が就任した場合は、社外取締役として当社との間で、定款第29条の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれが高い額となっております。  
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に對して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。町田智子氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。  
7. 重要な兼職先と当社との間には特別の関係(特定関係事業者等)はありません。

(ご参考)

第3号議案が承認された場合の取締役の体制及び当社が特に期待する専門性は以下のとおりとなります。なお、これらは各取締役が有する全ての知見を表すものではありません。

	企業経営	営業・ マーケティング	研究開発	法務・ コンプライアンス	財務・会計	人事・労務
鈴木裕生	○	○	○	○		
斉藤文明	○	○		○		
羽場恒彦	○			○	○	○
藤本凱也	○			○		
町田智子	○			○		○

## 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。青木智子氏は、社外監査役以外の監査役の補欠としての候補者、小池達子氏は社外監査役の補欠としての候補者であります。なお、両氏の選任の効力は当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとなります。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

1

あ お き と も こ  
青 木 智 子

生年月日 1977年5月31日生  
所有する当社の株式の数 6,700株

## ■ 略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況

2000年4月 当社入社  
2006年5月 当社たたみ資材事業部業務課課長  
2009年10月 当社たたみ資材事業部東日本営業部業務課課長  
2013年5月 当社業務本部業務部生産・調達課課長  
2014年11月 当社防護服・環境資機材営業本部営業第一部第一課課長  
2021年8月 当社内部監査室室長（現任）

## ■ 補欠の監査役候補者とした理由

青木智子氏は、当社の主要な事業部門である業務部、営業部の管理職を務めたのち、内部監査室室長に就任し、当社の事業全般にわたって精通しているほか、リスク管理業務、監査業務に携わってきたことから、当社監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、補欠の監査役候補者としたものであります。

2

こ い け た つ こ  
小 池 達 子

生年月日 1957年11月21日生  
所有する当社の株式の数 0株

## ■ 略歴及び当社における地位並びに重要な兼職の状況

2009年9月 司法試験合格  
2010年11月 最高裁判所司法研修所修了  
2011年1月 弁護士登録（第二東京弁護士会）  
2011年1月 銀座総合法律事務所入所  
2016年4月 民事調停委員（東京簡易裁判所所属）（現任）  
2018年4月 駒澤大学評議員  
2019年6月 ㈱オリジン社外取締役（現任）  
2021年6月 三浦工業㈱社外取締役監査等委員（現任）  
2022年6月 住友理工㈱社外監査役（現任）

## ■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

小池達子氏は、弁護士としての識見と経験を有し、企業法務の実務に長年にわたり携わっていることに加え、他社において社外取締役、社外取締役監査等委員等を務め、監督、監査の専門的知見を有していることから、当社監査役としての役割を十分に果たすことができるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者としたものであります。上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.各候補者が有する当社の株式数は、2022年4月30日現在のものであります。
- 3.小池達子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 4.小池達子氏が就任した場合は、社外監査役として当社との間で、定款第29条の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。
- 5.当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。各候補者が就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のまん延に左右される形で一進一退の状況が続きました。本年に入ってから感染力の強い変異株が流行し、個人のサービス消費回復に影響を及ぼしましたが、まん延防止等重点措置が解除され、経済活動の正常化に向けた動きが、ようやく加速しつつあります。一方で、ロシア・ウクライナ情勢や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中国のロックダウンの影響などの要因を背景に、原材料コストの上昇、為替相場における円安の進行、サプライチェーン停滞など、企業収益に深刻な影響を及ぼす事象が発生しており、経済環境の先行きは、依然として不透明な状況が続くことが予想されます。

このような環境下、主力事業であります防護服・環境資機材事業が比較的堅調に推移して業績を牽引し、売上高は9,545百万円（前年同期比6.5%減）、営業利益は387百万円（前年同期比51.2%減）、経常利益は414百万円（前年同期比52.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は266百万円（前年同期比57.2%減）となりましたが、感染用対策資材の需要が急拡大した前年対比では、減収減益となりました。なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)を適用しておりますが、売上高、営業利益及び経常利益への影響は軽微であります。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

防護服・環境資機材事業におきましては、中期経営計画の重点施策の一つとして、化学物質対策、橋梁の老朽化工事対策、アスベストのばく露防止対策など、防護具（ハード）と安全・防護のノウハウ（ソフト）を組み合わせたソリューションビジネスを推進しながら、インフラ、環境分野や一般産業での継続的な需要と、家畜感染症を含めた感染症対策の緊急的な需要に対して、安定的な供給に努めてまいりました。比較的堅調ではあったものの、前年同期の水準は下回り、売上高は5,379百万円（前年同期比13.2%減）、セグメント利益（営業利益）は648百万円（前年同期比39.9%減）となり、減収減益となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による売上高及びセグメント利益（営業利益）への影響は軽微であります。

機能性建材事業におきましては、需要縮小の影響を避けられず、畳関連資材については全般的に販売が減少しましたが、畳よりも多用途な新製品の販売促進により利益率の改善に努め、売上高は946百万円（前年同期比2.0%減）、セグメント利益（営業利益）は27百万円（前年同期比22.9%増）となり、減収増益となりました。なお、収益認識会計基準等の適用

による売上高及びセグメント利益（営業利益）への影響は軽微であります。

アパレル資材事業におきましては、食品製造用途や医療用途などワーキング分野を中心に、一部の副資材販売では堅調な推移となり、売上高は2,377百万円（前年同期比9.0%増）、セグメント利益（営業利益）は119百万円（前年同期比80.5%増）となり、増収増益となりました。なお、収益認識会計基準等の適用による売上高及びセグメント利益（営業利益）への影響は軽微であります。

なお、報告セグメントに配分していない一般管理費等の全社費用は377百万円であります。

## セグメント別売上高（連結ベース）

（単位：百万円）

事業名	前期		当期		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
防護服・環境資機材事業	6,194	60.7%	5,379	56.4%	△815	△13.2%
機能性建材事業	965	9.4%	946	9.9%	△18	△2.0%
アパレル資材事業	2,180	21.4%	2,377	24.9%	196	9.0%
その他事業	865	8.5%	842	8.8%	△23	△2.7%
合計	10,205	100.0%	9,545	100.0%	△660	△6.5%

（注）その他事業は全額中国子会社の事業であります。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は657百万円であります。そのうち、アゼアデザインセンター秋田において、防護服増産、マスク製造を目的とした設備投資は、621百万円でありました。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、アゼアデザインセンター秋田の設備増設等を目的として、長期借入金450百万円を調達いたしました。約定返済は93百万円であり、長期借入金全体では、356百万円増加しました。

### (4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。



## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 連結ベース

(単位：百万円)

	第78期 (2019年4月期)	第79期 (2020年4月期)	第80期 (2021年4月期)	第81期 (2022年4月期)
売上高	9,520	9,941	10,205	9,545
経常利益	313	477	876	414
親会社株主に帰属する 当期純利益	215	316	621	266
1株当たり当期純利益	38.40円	56.24円	110.36円	47.21円
純資産	5,374	5,608	6,138	6,273
総資産	7,689	7,758	8,644	8,651
1株当たり純資産額	957.93円	996.41円	1,090.51円	1,111.97円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。なお、当社は「株式給付信託 (BBT)」制度を導入しており、期中平均発行済株式数の算出にあたっては、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### ② 単体ベース

(単位：百万円)

	第78期 (2019年4月期)	第79期 (2020年4月期)	第80期 (2021年4月期)	第81期 (2022年4月期)
売上高	7,413	8,077	8,428	7,503
経常利益	248	429	784	469
当期純利益	159	288	537	326
1株当たり当期純利益	28.38円	51.23円	95.54円	57.85円
純資産	4,921	5,135	5,573	5,727
総資産	6,973	7,020	7,806	7,704
1株当たり純資産額	877.29円	912.34円	990.29円	1,015.32円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。なお、当社は「株式給付信託 (BBT)」制度を導入しており、期中平均発行済株式数の算出にあたっては、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(6) 対処すべき課題

当社グループでは以下の事項を対処すべき課題として取り組みを進めております。

① 中期経営計画の実行

当社グループは、2020年5月から2023年4月までの中期経営計画「Next Stage 実行計画2020」に取り組んでおり、2022年5月からは計画の最終年度に入りました。新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式や働き方の変更、デジタル化の加速による経済・社会構造の変化が進行し、経営環境の変化が進行しているほか、足元では、原材料コストの上昇、為替相場における円安の進行、サプライチェーン停滞、ロシア・ウクライナ情勢をめぐる地政学リスクなど、企業収益に深刻な影響を及ぼす事象が発生しており、経営環境の先行きは、不透明な状況が続くことが予想されています。このようななか、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、外部環境の動向の影響を受けにくい、安定して収益を計上できる事業基盤を確立していくことが重要な経営課題と認識しています。当社グループにおいては、「Next Stage 実行計画2020」に沿って、企業体質の変革と収益構造の改革に向けた取り組みを進めております。

中期経営計画では、「飛躍的成長の基礎となる変革期と位置付け、積極的な投資を実行する」「事業ポートフォリオの見直しと事業構造改革により収益力を高める」「魅力のある企業集団を作り、顧客、社員、株主満足を向上させる経営を行う」の以上3点を基本方針としていますが、最終年度は、さらにその取り組みを加速させるため、特に「メーカー機能の強化」「新規事業創出」「脱商社（既存事業の構造改革）」「魅力のある企業集団作り」以上4つの重要施策の実行に注力してまいります。

② 防護服市場開拓と国内外サプライチェーン網の再構築

日本における防護服の普及率は欧米に比べ低く、今後更なる事業開発の余地があります。より安全な作業現場の実現に向けた防護服の普及には、研究開発機能を強化し、発がん性のある化学物質対策や医療機関の感染症対策向け防護服、難燃・アークフラッシュ、高視認性防護服等の開発を進めるとともに、機能性の高い製品を提供できる体制整備が不可欠です。秋田県大仙市のアゼアスデザインセンター秋田では、防護服増産に向けた設備投資を実施し、技術力の向上と自動化の促進を進めることで、機能性の高い防護服の生産を目指していきます。2022年4月に開設した研究開発拠点「アゼアス防護服Labo」では、知的資源と最先端設備を活用した技術と開発の強化に注力します。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により防護服を中心とした感染対策用資材の需要が一時的に急拡大し、資材の需給はタイトな状況が続きましたが、今後は、アゼアスデザインセンター秋田を戦略的中核拠点として国内サプライチェーン網を再構築し、国内供給能力を大幅に増強することで、防護服の需要に対する社会的な要請に応えてまいります。

### ③ 新事業開発

今後企業として尚一層の発展を遂げていくには、防護服・環境資機材事業に次ぐ新たな成長事業が不可欠と考えます。機能性の高いヘルスケア製品により、健康と安全へ貢献することをビジョンとして、ヘルスケア製品営業部を独立させ、事業領域拡大とヘルスケア市場の開拓に注力いたします。従来の「安全・防護」のドメインに加え、「健康・快適」といったドメインも含め、ビジネスチャンスの拡大に努め、「社会の安全・安心を実現する」事業ポートフォリオへ転換してまいります。

### ④ 人材の育成と確保

当社グループが今後も継続的発展を遂げていくためには、人材の確保と育成は重要課題として位置付けております。第80期（2021年4月期）より新人事制度を導入し優秀な人材の確保と次世代経営層の中核となる人材の育成、若手社員の早期戦力化を図っております。また、働き方については、在宅勤務の整備、女性活躍支援、中堅社員の活性化、高齢者雇用等に取り組み、男性社員の育児関連休暇の取得促進など、健康経営を意識し、人材活性化を進めてまいります。

### ⑤ 内部統制の強化と業務の効率化

中国の子会社を含め、連結ベースでの内部統制強化に引き続き取り組んでおります。業務の効率化については、防護服・環境資機材事業におけるWEB-EDI等の受注システムの効率的な運用、タブレット端末などのICT活用を進め、顧客サービスの向上、営業の機動力の強化とともに、社内業務プロセスの改革を進めております。これらの業務の効率化とあわせてチェック機能をより強化する体制の構築に取り組めます。

### ⑥ サステナビリティへの対応

中期経営計画の実行のとおり、持続的成長を実現する強固な経営基盤を構築することで、サステナビリティ経営を推進します。あわせて、持続可能な開発目標「Sustainable Development Goals / SDGs」への対応として、防護服・環境資機材事業においては、安全・防護システムで人と環境を守るミッションを果たすと同時に、環境に配慮した健康・快適な生活の実現、取り扱う商材や経営資源を活かした自発的な社会貢献活動への取り組み、アゼアス健康経営宣言と子育てサポート企業の実践に注力します。

(7) 主要な事業内容 (2022年4月30日現在)

- ① 防護服・環境資機材事業  
化学防護服、作業用防護服、環境資機材の製造販売
- ② 機能性建材事業  
畳表、各種畳材料の販売及び畳工事の施工
- ③ アパレル資材事業  
裏地、芯地、型カット品その他繊維副資材の製造販売

(8) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況 (2022年4月30日現在)

① 主な事業所

(国内事業所)

本社	東京都台東区蔵前四丁目13番7号
大阪事業所	大阪府大阪市中央区南船場四丁目7番6号
岡山事業所	岡山県浅口郡里庄町里見9065番地1
関東物流センター	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中464番地
西日本物流センター	岡山県浅口郡里庄町里見9065番地1
アゼアスデザイン センター秋田	秋田県大仙市戸地谷字大和田176番地1

(注) 児島事業所は、2022年4月30日をもって岡山事業所に統合いたしました。

(子会社)

丸幸株式会社 群馬県太田市清原町5番地11

(海外現地法人)

日里貿易(上海)有限公司  
上海市徐匯区漕宝路82号光大会展中心E座1405室  
日里服装輔料(大連)有限公司  
中国大連経済技術開発区万宝街10-2-2号  
大連保税區日里貿易有限公司  
中国大連金普新区哈尔滨路39号

(注) 丸幸国際貿易(上海)有限公司は、2022年2月16日をもって清算結了いたしました。

(海外駐在員事務所)

ベトナム駐在員事務所 Room 1. 04, Phuong Tower, 31C Ly Tu, Trong,  
Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City

(関連会社)

メディケア・ジャパン株式会社 東京都台東区蔵前四丁目13番7号

② 従業員の状況

従業員数	222 (46) 名
------	------------

(注) 使用人兼務役員は含まれておりません。( ) 内は臨時従業員の年間平均雇用人員の内数です。

(9) 主要な借入先及び借入額の状況 (2022年4月30日現在)  
借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
日里貿易(上海)有限公司	40,000千円	100%	繊維副資材の販売
日里服装輔料(大連)有限公司	140,000米\$	100%	繊維副資材の製造販売
大連保稅区日里貿易有限公司	200,000米\$	100%	繊維副資材の販売
丸幸株式会社	24,000千円	100%	衣料素材・副資材の企画・販売

(注) 非連結子会社の丸幸国際貿易(上海)有限公司は、2022年2月16日をもって清算終了いたしました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数  
普通株式 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数  
普通株式 6,085,401株
- (3) 株主数 6,643名
- (4) 自己株式の数  
普通株式 263,147株

(注) 当社は、株式給付制度の継続に当たり、株式給付信託に対する金銭の追加拠出を行うため、2021年12月8日の当社取締役会決議により、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に対し、第三者割当により自己株式を処分いたしました。

- ① 処分した株式の種類及び数 普通株式80,000株  
② 処分総額 52,160,000円  
③ 処分した日 2021年12月23日

### (5) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鈴 木 裕 生	595,513株	10.23%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 E 口 )	180,900	3.11
澤 田 匡 宏	150,000	2.58
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	125,000	2.15
株 式 会 社 広 島 銀 行	125,000	2.15
日 本 国 土 開 発 株 式 会 社	120,000	2.06
倉 敷 織 維 加 工 株 式 会 社	100,000	1.72
須 藤 素 子	94,600	1.62
バ ッ ク レ イ 麻 知 子	90,000	1.55
旭 化 成 ア ド バ ン ス 株 式 会 社	80,000	1.37

- (注) 1. 当社は、自己株式を263,147株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の所有株式180,900株は、「株式給付信託(BBT)」制度導入に伴う当社株式であります。なお、当該株式は連結計算書類及び計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除しておりません。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 会社役員に交付した株式は「4. 会社役員に関する事項 (4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ④取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりです。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
取締役会長	鈴木裕生	
代表取締役社長	斉藤文明	
取締役	羽場恒彦	常務執行役員 管理部門管掌 丸幸株式会社取締役
取締役	藤本凱也	オフィス藤本代表
常勤監査役	奥山智砂	
監査役	加毛修	銀座総合法律事務所所長 学校法人巣鴨学園理事 日本航空株式会社社外監査役
監査役	高橋章夫	公認会計士 高橋章夫公認会計士事務所代表 株式会社マイティ・マイティ監査役

- (注) 1. 奥山智砂氏は、2021年7月16日開催の第80期定時株主総会において監査役に選任され、就任いたしました。
2. 山岡司氏、小澤俊隆氏は、2021年7月16日開催の第80期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
3. 取締役藤本凱也氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役加毛修、高橋章夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役高橋章夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と定款第29条の規定により会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、100万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となっております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員等の業務執行者であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、違法な利益供与、背信行為、違法行為等に起因する損害に対しては填補されないなどの免責条項が付されています。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を図り、安定的な株主利益の実現に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等については、各取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成します。取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、成果に応じ、会社業績、社員給与とのバランス等を考慮し、株主総会が決定した報酬総額の限度内にて決定します。業績連動報酬等は、取締役等の各事業年度の事業計画に対する達成意識を高め、安定的な株主還元を目的として、各事業年度の事業計画の目標値に対する達成度合いと、株主還元とのバランスを考慮して算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。非金銭報酬等は、当社取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、社外取締役を除く取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること、社外取締役及び監査役が、社外取締役にあっては監督を、監査役にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的に、株式給付信託により、役員株式給付規程に従って毎年ポイントを付与します。報酬等の額に対する割合の決定に対する方針は、取締役等の各事業年度の事業計画に対する達成意識を高め、安定的な株主還元の実現を継続的に実現するために、当面の報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等・非金銭報酬等＝8：2とし、業績連動報酬等の比率を年々高める運用とします。



この決定方針は、任意の人事・報酬委員会で審議し、取締役会に答申した上で、取締役会で決議することにより決定します。

なお、役員退職慰労金制度は、2016年7月27日開催の第75期定時株主総会終結の時をもって廃止することを決定しておりますが、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対する功労加算金を含めた退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2012年7月27日開催の第71期定時株主総会において、取締役の報酬限度額（使用人分は含みません。）は年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と決議いただいております。また、当該報酬限度額とは別枠で、2016年7月27日開催の第75期定時株主総会において、株式給付信託による報酬制度の導入を決議いただいております。さらに、2021年7月16日開催の第80期定時株主総会において、株式給付信託による報酬制度の改定を決議いただいております。決議時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき取締役会長鈴木裕生がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び賞与の額としています。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当職務の評価を行うには、中立的な立場から監督の役割を担う非執行の取締役会長が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が取締役会長によって適切に行使されるよう、社外取締役が委員長を務める任意の人事・報酬委員会の事前の審議を得て、当該審議の内容を踏まえて個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等 (株式報酬)	
取締役	75,367	60,000	-	15,367	5名
監査役	13,185	12,090	-	1,095	4名
合計 (うち社外役員)	88,552 (9,005)	72,090 (8,040)	- (-)	16,462 (965)	9名 (3名)

- (注) 1. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2021年7月16日開催の第80期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 株式報酬である「株式給付信託」は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して役員株式給付規程に従ってポイントを付与し、これに応じた当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて取締役等へ給付される制度で、社外取締役を除く取締役に対しては、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与し、社外取締役、監査役に対しては、役位により定まる数のポイントを付与します。業績達成度に関しては、取締役等の達成意識を高めるとともに、安定的な株主還元を実現するため、経営計画の重要な財務目標である連結経常利益を指標として、一定の算式に基づき、支給額を決定しております。なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は「1.企業集団の現況に関する事項 (5) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。上記株式報酬は、当事業年度に計上した役員株式給付引当金繰入額です。
3. 上記支給額には、使用人兼務取締役1名の使用人分給与600千円は、含まれておりません。
4. 当期中に退任した取締役（社外取締役でない取締役）1名に対して9,400株（給付した株式10,492株のうち1,092株については現金にて支給しております。）、当期中に退任した監査役1名に対して3,400株（給付した株式3,840株のうち440株については現金にて支給しております。）の株式を交付しております。

#### (5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

##### (ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席の状況	発言の状況
社外取締役	藤本 凱也	取締役会14回のうち14回出席	主に企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、経営全般にわたり、積極的かつ活発に発言を行っています。
社外監査役	加毛 修	取締役会14回のうち14回出席 監査役会14回のうち14回出席	主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会において適法性、妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っています。
社外監査役	高橋 章夫	取締役会14回のうち14回出席 監査役会14回のうち14回出席	主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会及び監査役会において適法性、妥当性、適正性等を確保するための助言・提言を行っています。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

(イ) 当社の不当又は不正な業務執行に関する対応の概要  
該当事項はありません。

(ウ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役は、主に企業経営に関する豊富な経験と知識に基づき、中長期的な企業価値の向上を図るために、取締役会において、経営全般にわたり積極的かつ活発な発言により有益な助言を行うとともに、人事・報酬委員会の委員長として、役員選任と報酬に関する手続の妥当性について審議し、監督機能を適切に発揮しています。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ④取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

(6) 社外役員が当社の子会社から当事業年度に役員として受けた報酬等の総額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,400千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 会計監査人に対しての非監査業務に対する対価の支払いはありません。
3. 監査役会は、会計監査人からの説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社である日里貿易(上海)有限公司は、上海中佳永信会計師事務所有限公司の、日里服装輔料(大連)有限公司、大連保税区日里貿易有限公司は、遼寧柏利会計師事務所有限公司の監査等を受けております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第29条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### 【業務の適正を確保するための体制の決定内容】

当社は、2006年5月13日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号等に定める体制の整備に関する基本方針を次のとおり決議しております。(最終改正：2019年5月1日)

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社及び当社グループ会社の法令等遵守及び業務の適正性を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

#### (1) 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、役員及び従業員が法令、定款、社内規程、企業倫理、経営理念及び「経営理念の実践」に基づき制定した「企業行動規範」並びに「コンプライアンス・マニュアル」を遵守し（以下「コンプライアンス」という）、取締役自らによる率先垂範並びに定期的研修を通じて従業員への周知徹底を図る。
- ②代表取締役は、コンプライアンスの徹底強化のため、管理部門管掌役員をコンプライアンス全体の総括責任者（以下「コンプライアンス総括責任者」という）に任命し、役員及び従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図る。総務部は、コンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- ③当社は、執行役員制度に基づき、経営の執行は取締役、業務の執行は執行役員と役割を明確にし、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。
- ④当社は、従業員が法令、定款もしくはその他社内規程上、違反または疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該従業員に不利益な扱いを行わない旨等を規定した「内部通報制度管理規程」を制定した。
- ⑤取締役は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンス違反に関する事実を知り得た時には、遅滞無く取締役会、監査役会に報告する。
- ⑥監査役及び内部監査室は連携し、当社及び当社グループ会社のコンプライアンスの遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会に報告する。  
また、取締役会は定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、「会社保有データ取扱い規程」、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等に基づき、適正に当該情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、整理・保存・管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ②代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に管理部門管掌役員を任命する。
- ③監査役は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する実施状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役は、管理部門管掌役員をリスク管理に関する総括実施責任者として任命し、管理部門管掌役員は全社的なリスクの統括管理に当る。
- ②管理部門管掌役員は、各部等の担当執行役員とともに、リスク管理体制を構築し、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理体制の強化を図る。
- ③会社の経営、人命、社会及び環境に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクが発生した時は、「危機管理規程」に基づき、代表取締役社長を対策本部長、全取締役及び総務部部长を各対応責任者とする危機管理対策本部を設置し、社内外広報・顧客対応・実務対応・情報収集・防止対策等の必要なリスク対応を図る。
- ④監査役及び内部監査室は連携して各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。  
また、取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

## (4) 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

- ②また、決裁に関する「職務権限規程」に基づき、執行役員である部長の職務分担に定められた決裁権限基準に従い決裁を行う。  
ただし、重要な事項については取締役会等において審議の上、遂行決定を行う。
- ③当該担当業務の遂行については、業務分掌と責任を明確にした「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務遂行する。
- ④月1回開催される執行役員会及び営業報告会等の会議において、営業の進捗状況、経営計画の進捗状況、財務の状況等経営全般に関わる事項に関して審議検討し、遂行決定を行う。
- ⑤取締役会は、各部等担当執行役員に各部、室の経営計画に基づいた業務遂行状況を定期的に報告させ、その状況を監督する。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するため、管理部門管掌役員、取締役または担当執行役員は「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の運営管理及び支援業務を行う。また当社グループ会社に対し、各社の取締役・従業員の職務の執行に係る事項について、当社への定期的な報告を義務づける。
- ②当社グループ会社の所轄業務については、効率的な業務遂行、法令等の遵守体制、リスク管理体制の確立を図るため、当社グループ会社取締役または担当執行役員が統括管理する。当社グループ会社においても「リスク管理規程」を定め、グループ一体となったリスク管理体制を構築することにより、当社グループ会社についても、損失の危険の管理を徹底する。
- ③当社グループ会社においては、それぞれの会社の実態に即して、業務分掌、職務権限を定め、業務を適正かつ効率的に遂行する。各社の取締役として当社社員を配し、連携を密にして、情報の共有化と業務の効率化を図る。
- ④当社グループ会社の共通の規程として「コンプライアンス・マニュアル」「内部通報制度管理規程」等を定め、当社グループ会社においても、取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

- ⑤当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。また、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。報告した者については、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行わない。
- ⑥監査役及び内部監査室は連携して、当社グループ会社の管理体制を監査し、その結果を取締役に報告する。  
また、取締役会は、定期的にグループ管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めるものとする。
- (6) 監査役会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ①監査役会が監査業務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当社従業員が監査役の監査業務を補助する。
- ②監査役は当社従業員に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該従業員は、その命令に関して、取締役及び上長等の指揮命令を受けないものとする。  
また、当該従業員の人事異動、懲戒処分、人事考課等の人事権については、監査役の同意を得る。
- (7) 取締役及び従業員が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ①取締役及び従業員は、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合は、「監査役への報告規程」に基づき、監査役にその都度報告するものとする。なお、同規程は、報告した者について、当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行わない旨等を規定している。



- ②監査役は、重要な意思決定の過程及び業務遂行状況を把握するため、取締役会に出席する。また、執行役員会等の重要な会議に出席することができる。  
また、業務遂行に関する重要な書類等の閲覧並びに、取締役及び従業員に対しその説明を求めることができる。
- ③代表取締役社長と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合をもつ。  
また、監査役は会計監査人及び内部監査室、コンプライアンス総括責任者との緊密な連携を保つよう努め、監査の実効性確保を図る。
- ④監査役は必要に応じて、当社の会計監査人及びその他外部の専門家の助言を求めることができる。
- ⑤監査役職務の執行について生ずる費用または債務については、職務の執行が滞りなく行われるよう、前払または適当な期間後に処理する。

## (8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ①当社及び当社グループは、反社会的勢力に対しては、断固たる行動をとるものとし、取引を含めた一切の関係を遮断することを「コンプライアンス・マニュアル」に定め、基本方針とする。
- ②反社会的勢力排除については、社内研修を通じ周知徹底し、不当要求等を受けた場合は毅然とした態度で臨むとともに、顧問弁護士や所轄警察署等の外部専門機関と綿密に連携し、組織全体として速やかに対応する。

### 【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### (2) コンプライアンス

役員及び従業員一人一人がコンプライアンスの重要性を認識するため、全員が期初に「コンプライアンス宣誓書」を総務部に提出しております。また、規程説明会でコンプライアンス・マニュアルの説明を行い周知を図っております。

法令違反行為などコンプライアンス上問題のある行為を早期に発見して解決するため、社内及び社外の通報窓口を設けて中国子会社を含むグループ全社において、内部通報制度の実効性向上を図っております。同制度及び通報窓口については、全社員に年2回案内をして制度の周知を図っております。

また、コンプライアンス上の問題がないかどうかを定期的を確認するため、全社員が年2回、「コンプライアンス点検報告書」を総務部に提出しております。

### (3) リスク管理体制

毎期、リスク管理項目の洗い替えを行い、当該リスクへの対応状況は、月1回開催される執行役員会で随時報告しております。

また、危機管理規程及び緊急事態対策マニュアルを定めており、随時内容の見直しを行っております。

### (4) 内部監査

内部監査室は、内部監査計画書を作成し、業務監査を行うとともに、財務報告に係る全社的な内部統制に関する評価も行っております。また、必要に応じ、改善措置を講じるとともに、そのフォローアップ監査も実施しております。

### (5) 監査役の監査体制

当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定時ないし臨時に開催し、また、当社代表取締役社長及び他の取締役、会計監査人との間で定期会合を実施し、情報交換等の連携を図っております。

また、常勤監査役は、内部監査室とも定期会合を実施し、執行役員会、リスク管理委員会、営業報告会等重要な会議に出席するとともに稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(備考) 本事業報告の記載金額及び数量は、表示単位未満を切り捨てております。  
なお、比率につきましては、表示単位未満を四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

2022年4月30日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(6,237,779)	流動負債	(1,836,001)
現金及び預金	2,218,353	支払手形及び買掛金	1,056,442
受取手形	676,606	電子記録債務	282,328
売掛金	1,434,584	契約負債	21,457
電子記録債権	513,684	賞与引当金	60,600
商品及び製品	1,095,539	未払金	65,158
原材料	142,400	未払法人税等	93,573
仕掛品	2,050	1年内返済予定の長期借入金	155,775
その他	175,533	その他	100,666
貸倒引当金	△20,972		
固定資産	(2,414,195)	固定負債	(542,932)
有形固定資産	(1,929,811)	長期借入金	319,352
建物及び構築物	1,012,997	役員退職慰労引当金	99,250
機械装置及び運搬具	188,763	役員株式給付引当金	40,386
土地	680,940	退職給付に係る負債	83,944
その他	47,109		
無形固定資産	(87,047)	負債合計	2,378,934
投資その他の資産	(397,337)	純資産の部	
投資有価証券	127,150	株主資本	(6,178,219)
退職給付に係る資産	66,892	資本金	887,645
繰延税金資産	16,583	資本剰余金	1,100,341
保険積立金	85,448	利益剰余金	4,446,509
その他	110,937	自己株式	△256,275
貸倒引当金	△9,675	その他の包括利益累計額	(94,821)
		その他有価証券評価差額金	3,497
		為替換算調整勘定	91,324
資産合計	8,651,975	純資産合計	6,273,041
		負債及び純資産合計	8,651,975

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 連結損益計算書

2021年5月1日から  
2022年4月30日まで

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		9,545,291
売上原価		7,663,003
売上総利益		1,882,288
販売費及び一般管理費		1,494,715
営業利益		387,572
営業外収益		
受取利息	2,745	
受取配当金	5,186	
持分法による投資利益	156	
業務受託料	18,000	
その他	2,673	28,761
営業外費用		
支払利息	409	
為替差損	1,607	
その他	236	2,253
経常利益		414,080
特別利益		
投資有価証券売却益	1,984	
関係会社清算益	1,555	3,539
特別損失		
減損損失	314	
固定資産除却損	546	860
税金等調整前当期純利益		416,759
法人税、住民税及び事業税	131,337	
法人税等調整額	19,283	150,621
当期純利益		266,138
親会社株主に帰属する当期純利益		266,138

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 連結株主資本等変動計算書

2021年5月1日から  
2022年4月30日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年5月1日残高	887,645	1,094,103	4,355,124	△256,769	6,080,103
会計方針の変更による累積的影響額			△2,485		△2,485
会計方針の変更を反映した当期首残高	887,645	1,094,103	4,352,638	△256,769	6,077,617
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△172,267		△172,267
親会社株主に帰属する当期純利益			266,138		266,138
自己株式の取得				△52,160	△52,160
自己株式の処分		6,237		52,653	58,891
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	6,237	93,870	493	100,602
2022年4月30日残高	887,645	1,100,341	4,446,509	△256,275	6,178,219

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2021年5月1日残高	7,759	50,157	57,917	6,138,021
会計方針の変更による累積的影響額				△2,485
会計方針の変更を反映した当期首残高	7,759	50,157	57,917	6,135,535
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△172,267
親会社株主に帰属する当期純利益				266,138
自己株式の取得				△52,160
自己株式の処分				58,891
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△4,262	41,166	36,903	36,903
連結会計年度中の変動額合計	△4,262	41,166	36,903	137,505
2022年4月30日残高	3,497	91,324	94,821	6,273,041

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 貸借対照表

2022年4月30日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(5,210,909)	流動負債	(1,517,612)
現金及び預金	2,016,085	支払手形	628,448
受取手形	572,109	買掛金	468,659
売掛金	1,008,595	未払費用	51,106
電子記録債権	485,401	契約負債	1,650
商品	795,337	賞与引当金	54,400
製品	181,427	未払金	49,852
原材料	100,661	未払法人税等	87,430
仕掛品	2,050	預り金	10,958
前渡金	139	1年内返済予定の長期借入金	155,775
前払費用	11,595	その他	9,332
その他	38,525		
貸倒引当金	△1,020		
固定資産	(2,493,521)	固定負債	(458,988)
有形固定資産	(1,828,774)	長期借入金	319,352
建物	985,398	役員退職慰労引当金	99,250
構築物	21,040	役員株式給付引当金	40,386
機械及び装置	176,826		
車両運搬具	1,599		
工具、器具及び備品	45,752	負 債 合 計	1,976,600
土地	598,157	純 資 産 の 部	
無形固定資産	(79,499)	株主資本	(5,721,631)
借地権	59,553	資本金	887,645
ソフトウェア	10,582	資本剰余金	(1,100,341)
その他	9,363	資本準備金	1,038,033
投資その他の資産	(585,246)	その他資本剰余金	62,307
投資有価証券	127,050	利益剰余金	(3,989,920)
関係会社株式	181,943	利益準備金	78,600
出資金	475	その他利益剰余金	(3,911,320)
関係会社出資金	97,386	別途積立金	2,176,401
破産更生債権等	6,840	繰越利益剰余金	1,734,919
長期前払費用	9,082	自己株式	△256,275
前払年金費用	66,892	評価・換算差額等	(6,198)
繰延税金資産	29,652	その他有価証券評価差額金	6,198
その他	72,762		
貸倒引当金	△6,840		
資 産 合 計	7,704,430	純 資 産 合 計	5,727,829
		負債及び純資産合計	7,704,430

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

# 損益計算書

2021年5月1日から  
2022年4月30日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	
売上高		7,503,726
売上原価		5,943,482
売上総利益		1,560,243
販売費及び一般管理費		1,199,827
営業利益		360,416
営業外収益		
受取利息	100	
受取配当金	78,419	
業務受託料	26,507	
受取賃貸料	2,688	
その他	2,592	110,307
営業外費用		
支払利息	409	
為替差損	1,014	
その他	116	1,540
経常利益		469,183
特別利益		
投資有価証券売却益	1,984	1,984
特別損失		
減損損失	314	
固定資産除却損	451	765
税引前当期純利益		470,401
法人税、住民税及び事業税	123,215	
法人税等調整額	21,016	144,231
当期純利益		326,170

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

## 株主資本等変動計算書

2021年 5 月 1 日から  
2022年 4 月30日まで

(単位:千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金	
2021年 5 月 1 日 残 高	887,645	1,038,033	56,069	78,600	2,176,401	1,583,473
会計方針の変更による累積的影響額						△2,456
会計方針の変更を反映した当期首残高	887,645	1,038,033	56,069	78,600	2,176,401	1,581,016
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						△172,267
当期純利益						326,170
自己株式の取得						
自己株式の処分			6,237			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	6,237	—	—	153,902
2022年 4 月 30 日 残 高	887,645	1,038,033	62,307	78,600	2,176,401	1,734,919

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2021年 5 月 1 日 残 高	△256,769	5,563,453	10,461	5,573,915
会計方針の変更による累積的影響額		△2,456		△2,456
会計方針の変更を反映した当期首残高	△256,769	5,560,997	10,461	5,571,458
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△172,267		△172,267
当期純利益		326,170		326,170
自己株式の取得	△52,160	△52,160		△52,160
自己株式の処分	52,653	58,891		58,891
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△4,262	△4,262
事業年度中の変動額合計	493	160,634	△4,262	156,371
2022年 4 月 30 日 残 高	△256,275	5,721,631	6,198	5,727,829

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月10日

アゼアス株式会社  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人  
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 米 倉 礼 二  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大 樹  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アゼアス株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アゼアス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を

作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年6月10日

アゼアス株式会社  
取締役会 御中アーク有限責任監査法人  
東京オフィス指定有限責任社員 公認会計士 米 倉 礼 二  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 松 浦 大 樹  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アゼアス株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月15日

アゼアス株式会社 監査役会

常勤監査役 奥山 智 砂

社外監査役 加毛 修

社外監査役 高橋 章 夫

以 上

〈× 毛 欄〉

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 株主総会会場ご案内図

東京都台東区西浅草三丁目17番1号  
浅草ビューホテル 3階 祥雲の間



- ・ つくばエクスプレス「浅草駅」 A2番出口 (徒歩1分)
- ・ 地下鉄・銀座線「田原町駅」 3番出口 (徒歩7分)
- ・ 地下鉄・銀座線「浅草駅」 1番出口 (徒歩10分)
- ・ 地下鉄・都営浅草線「浅草駅」 4番出口 (徒歩13分)
- ・ 私鉄・東武線「浅草駅」 松屋出口 (徒歩10分)
- ・ JR「上野駅」 タクシー5分



株 主 各 位

第81期定時株主総会招集ご通知に際しての  
インターネット開示情報

2022年7月7日

**アゼアス**株式会社

## 目次

連結計算書類の連結注記表	1	頁
計算書類の個別注記表	13	頁

上記の事項は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.azearth.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様へ提供したとみなされる情報です。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数…………… 4 社

連結子会社の名称……………日里貿易（上海）有限公司  
日里服装輔料（大連）有限公司  
大連保稅区日里貿易有限公司  
丸幸株式会社

#### (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において非連結子会社であった丸幸国際貿易（上海）有限公司は、当連結会計年度において清算を結了したため、非連結子会社から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の名称等

関連会社の名称……………メディケア・ジャパン株式会社

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において持分法を適用しない非連結子会社であった丸幸国際貿易（上海）有限公司は、当連結会計年度において清算を結了したため、持分法を適用しない非連結子会社から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
製 品	移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
原 材 料	移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
仕 掛 品	移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く) ……定率法  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。  
また、在外連結子会社は、定額法を採用しております。
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法  
なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産  
当連結会計年度における該当資産はありません。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
役員株式給付引当金	役員及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、内規に基づく期末の株式給付債務の見込額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末の要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ただし、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品及び製品の販売の内、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要なヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：為替予約 ヘッジ対象：商品輸出による外貨建売上債権、商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引</p> <p>③ ヘッジ方針 内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較して有効性を判定しております。 ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。</p>
重要な外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の仮決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p>

退職給付に係る会計処理の方法	当社及び連結子会社は、退職給付に係る資産、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
----------------	--

(会計基準の改正等に伴う会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合に、従来は総額で収益を認識しておりましたが、代理人として純額で収益を認識する方法に変更しております。また、キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価について、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。有償支給取引について、従来は有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示し、流動負債に表示していた「その他」は、「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は7,792千円減少し、売上原価は7,094千円減少し、販売費及び一般管理費は1,204千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ506千円増加しております。また、商品及び製品は874千円増加、流動負債のその他は3,953千円増加しております。利益剰余金の当期首残高は2,485千円減少しております。1株当たり情報へ与える影響は軽微であります。

## 2. 時価の算定基準に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

### 1. 棚卸資産の評価

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,095,539千円
原材料	142,400千円
仕掛品	2,050千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の連結貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、直近の販売価格等に基づき算定した正味売却価額等が帳簿価額を下回っている場合には、正味売却価額等をもって連結貸借対照表価額とするとともに、取得原価と正味売却価額等との差額を売上原価に計上しております。

また、在庫から一定期間経過した棚卸資産については、その特性を考慮したうえで、経過期間に応じた評価減率を設定するなどして、定期的に評価減を実施し売上原価に計上しております。

事業環境の著しい変化等により、評価に用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において棚卸資産の重要な評価減が発生する可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 16,583千円

繰延税金負債との相殺前の金額は63,919千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは取締役会で承認された年次経営計画及び中期経営計画を基礎として見積っており、中期経営計画以降の成長は関連する市場の状況を予測し決定しております。

当社は将来においても安定的に課税所得が生じると予測しておりますが、一部の事業については、需要の低迷が続いており、この状況は一定期間にわたり継続するものと仮定しております。当該仮定については、見積りの不確実性が高く、事業環境の著しい変化により将来の課税所得の結果が見積りや仮定と異なる場合は、繰延税金資産の回収可能性の評価が異なる可能性があります。

(追加情報)

取締役等に対する株式給付信託 (BBT)

当社は、当社取締役及び監査役 (社外取締役及び社外監査役を含みます。以下「取締役等①」といいます。) の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役 (社外取締役を除きます。) が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること並びに、社外取締役及び監査役が、社外取締役にあっては監督、監査役にあっては監査を通じた中長期的な企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした取締役等①に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」 (以下、「本制度①」といいます。) を導入しております。また、本制度①と併せて、取締役 (社外取締役を除きます。) 及び執行役員 (以下「取締役等②」といいます。) の報酬と中期経営計画との連動性をより明確にし、取締役等②が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした取締役等②に対する株式報酬制度「株式給付信託 (BBT)」 (以下、「本制度②」といいます。) を導入しております。当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第30号2015年3月26日) に準じております。



## (1) 取引の概要

本制度①は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等①に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程①（ただし、役員株式給付規程①のうち、監査役に関する部分については、その制定及び改廃につき、監査役の協議に基づく同意を得るものといたします。）に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等①が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等①の退任時となります。

本制度②は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、取締役等②に対して、当社取締役会が定める役員株式給付規程②に従って、当社株式が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等②が当社株式の給付を受ける時期は、原則として在任中一定の時期となります。

## (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。本制度①及び本制度②についての当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、105,222千円、180,900株であります。

### (連結貸借対照表に関する注記)

#### 1. 期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	55,787千円
電子記録債権	9,577千円

#### 2. 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券	30,495千円
--------	----------

上記に対応する債務

支払手形及び買掛金	142,580千円
-----------	-----------

#### 3. 有形固定資産の減価償却累計額

1,277,280千円

#### 4. 受取手形裏書譲渡高

62,577千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式

6,085,401株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2021年7月16日 定時株主総会	普通株式	172,267	30.00	2021年4月30日	2021年7月19日

(注) 2021年7月16日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有している当社株式に対する配当金3,411千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金 (円)	基準日	効力発生日
2022年7月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	116,445	20.00	2022年 4月30日	2022年 7月28日

(注) 決議予定の配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有する自社の株式に対する配当金3,618千円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入及び社債による方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券である株式等は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価及び発行体の財政状況を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

借入金は主に設備資金及び運転資金であります。一部は変動金利であるため、金利変動リスクに晒されておりますが、借入金利の変動をモニタリングし、急激な金利変動時には借換を行うなどして金利リスク管理を行う方針であります。なお、現在の金利リスクは当社グループにとって重要なものではないと考えているため、金利感応度分析は行っておりません。

また、営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引であります。将来の市場価格変動のリスクを有しておりますが、輸出入取引に限定し取引の執行・管理については内規に基づき、行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)の「重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(*1) (千円)	時価 (*1) (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	126,480	126,480	—
(2) 長期借入金	(475,127)	(473,786)	△1,340

(\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	669

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	126,480	—	—	126,480

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	473,786	—	473,786

## (注) 時価の算定に用いた評価技法とインプットの説明

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (収益認識に関する注記)

## (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計 (千円)
	防護服・ 環境資機材	機能性建材	アパレル資材	その他 (注)	
顧客との契約 から生じる収益	5,379,248	946,385	2,377,102	842,554	9,545,291
外部顧客への 売上高	5,379,248	946,385	2,377,102	842,554	9,545,291

(注) 「その他」の区分は、中国子会社であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための情報

連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等の会計方針に関する事項の収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約負債（期首残高）	21,149
契約負債（期末残高）	21,457

契約負債は、製品及び商品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識した収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額は21,149千円であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,111円97銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有している当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、180,900株であります。

2. 1株当たり当期純利益 47円21銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有している当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、133,242株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

製 品 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原 材 料 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕 掛 品 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産 (リース資産を除く) ……定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

#### ② 無形固定資産 (リース資産を除く) ……定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における見込利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

#### ③ リース資産

当事業年度における該当資産はありません。

### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付の支給に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく期末の要支給額を計上しております。
役員株式給付引当金	役員及び執行役員への当社株式の給付に備えるため、内規に基づく期末の株式給付債務の見込額を計上しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

ただし、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

なお、商品及び製品の販売の内、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。



## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### (1) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：商品輸出による外貨建売上債権、商品輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

#### ③ ヘッジ方針

内規に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

#### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ手段の相場変動の累計とヘッジ対象の相場変動の累計を比較して有効性を判定しております。

ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

### (2) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## (会計基準の改正等に伴う会計方針の変更)

### 1. 収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客との約束が財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合に、従来は総額で収益を認識しておりましたが、代理人として純額で収益を認識する方法に変更しております。また、キャッシュ・バック等の顧客に支払われる対価について、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、取引価格から減額する方法に変更しております。有償支給取引について、従来は有償支給した支給品について消滅を認識しておりましたが、支給品を買い戻す義務を負っている場合、当該支給品の消滅を認識しない方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡り適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、流動負債に表示していた「前受金」は、当事業年度より流動負債の「契約負債」と「その他」に含めて表示しております。

この結果、当事業年度の売上高は7,804千円減少し、売上原価は7,094千円減少し、販売費及び一般管理費は1,204千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ495千円増加しております。また、商品及び製品は874千円増加、流動負債のその他は3,920千円増加しております。利益剰余金の当期首残高は2,456千円減少しております。1株当たり情報へ与える影響は軽微であります。

## 2. 時価の算定基準に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

### (表示方法の変更に関する注記)

#### 貸借対照表

前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「前受金」（前事業年度4,671千円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

### (会計上の見積りに関する注記)

#### 1. 棚卸資産の評価

##### (1)当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	795,337千円
製品	181,427千円
原材料	100,661千円
仕掛品	2,050千円

##### (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記の棚卸資産の評価に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

#### 2. 繰延税金資産の回収可能性

##### (1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 29,652千円

繰延税金負債との相殺前の金額は52,689千円であります。

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記の繰延税金資産の回収可能性に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(追加情報)

取締役等に対する株式給付信託 (BBT)

連結注記表の追加情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理

期末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	55,787千円
電子記録債権	9,577千円

2. 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券	30,495千円
--------	----------

上記に対応する債務

買掛金	142,580千円
-----	-----------

3. 有形固定資産の減価償却累計額

1,130,672千円

4. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	3,960千円
--------	---------

短期金銭債務	3,159千円
--------	---------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引による取引高	売上高	55,884千円
------------	-----	----------

	仕入高	14,661千円
--	-----	----------

	販売費及び一般管理費	2,488千円
--	------------	---------

営業取引以外の取引による取引高		103,800千円
-----------------	--	-----------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

444,047株

(注)「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有している当社株式180,900株を含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産	貸倒引当金	2,407千円
	賞与引当金	16,657千円
	役員退職慰労引当金	30,390千円
	役員株式給付引当金	12,366千円
	貯蔵品	1,330千円
	未払費用	2,598千円
	未払事業税	6,106千円
	未払事業所税	350千円
	棚卸資産評価損	16,296千円
	減損損失	3,194千円
	投資有価証券評価損	286千円
	ゴルフ会員権評価損	1,149千円
	その他	388千円
	繰延税金資産の小計	93,522千円
	評価性引当額	△40,833千円
	繰延税金資産の合計	52,689千円

繰延税金負債	前払年金費用	20,482千円
	その他有価証券評価差額金	2,554千円
	繰延税金負債の合計	23,037千円
繰延税金資産の純額		29,652千円

(関連当事者との取引に関する注記)  
子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	丸幸(株)	所有 直接 100%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付	107,000	—	—
				資金の回収	147,000	—	—
				利息の受取 (注1)	73	—	—
関連会社	メディケア・ ジャパン(株)	所有 直接 50%	業務委託契約の 締結	業務委託料 の受取 (注2)	18,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

注1. 金利については市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。

注2. 業務委託料については協議の上決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,015円32銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有している当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、180,900株であります。

2. 1株当たり当期純利益 57円85銭

(注) 「株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E□) が所有している当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、133,242株であります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。